

## お知らせ

### 住宅リフォーム資金補助制度

4月1日から、市内経済及び市民生活の安定化を図るため、市内の施工業者によって個人住宅のリフォームを行う市民の方に対する補助制度を、昨年に引き続き実施します。

#### ○リフォーム工事の定義

リフォーム工事とは、住宅の修繕、改築、増築、模様替え、耐震工事等をいいます（火災、風水害震災、その他の自然災害による場合を除く）。

※東日本大震災による修繕工事は対象となりません。

#### ○補助対象住宅

- ・市民が市内に所有する個人住宅
- ・市民が市内に所有する併用住宅のうち個人住宅部分

#### ○補助対象工事（次のすべてに該当するもの）

- ・着工前のリフォーム工事
- ・消費税を除いた工事費が20万円以上の工事
- ・市内施工業者が実施する工事
- ・4月1日以降の交付決定後に着工し、翌年2月末日までに完了する工事

#### ○補助額

- ・20万円以上100万円未満の工事…10%の額（千円未満切り捨て）
- ・100万円以上の工事…10万円

#### ○補助対象者（次のすべてに該当する方）

- ・市内に住所を有する方
- ・補助対象住宅に3年以上居住している方
- ・補助対象住宅の所有者である方
- ・市税等を滞納していない方
- ・過去にこの補助を受けていない方
- ・過去に市で実施している他の同様の補助を受けていない方

#### ○申請手続

補助金申請書に記入・押印し、必要書類を添え、申請者または代理人が、下記へ提出してください（必要書類等、詳しくはお問い合わせください）。

※申請は、必ず工事着工前に行ってください（着工後の申請は受け付けできません）。

申請・問 本庁 商工観光課商工観光G  
☎52-1111 内線273



### 市役所に返戻されたマイナンバー「通知カード」の受け取りについて

不在などの事情で、個人番号の通知カードを受け取ることができなかった場合、市民課に返戻されます。

返戻された通知カードを窓口で受け取る方法は、次のとおりです。

#### ○受取方法

カードが返戻されているか事前に電話で市民課へ確認のうえ、窓口へ直接お越しください。本人または代理人に交付します。

※各総合支所市民福祉課窓口での受け取りを希望する方は、事前にお問い合わせください。

#### ○受け取り時に窓口で必要なもの

##### 【本人の場合】

- ・印鑑
- ・身分証明書（運転免許証など顔写真付きのもの1点または保険証など顔写真なしのもの2点）

##### 【代理人の場合】

- ・印鑑
- ・代理権を証明できるもの（委任状など）
- ・代理人の身分証明書（運転免許証など顔写真付きのもの1点または保険証など顔写真なしのもの2点）※コピー不可
- ・本人（委任者）の身分証明書（運転免許証など顔写真付きのもの1点または保険証など顔写真なしのもの2点）

問 本庁 市民課市民G ☎52-1111 内線102

### 合併処理浄化槽設置補助金の申請受付

平成28年度中に一般住宅の新改築等に伴う合併処理浄化槽を設置する際、補助金を希望する方の申請を4月1日から受け付けます。

○対象者 公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業整備区域以外の方

#### ○補助金（予定）

##### 【合併処理浄化槽設置補助金】

- 5人槽 237,000円
- 7人槽 276,000円
- 10人槽 369,000円

##### 【単独処理浄化槽撤去費補助金】

90,000円（限度額）

問 下水道課庶務G ☎53-7250

### 水道水の放射性物質測定結果

市の水道水を2月に検査した結果、市内全域においてヨウ素131、セシウム134、137は検出されませんでした。

問 水道課施設G ☎52-0427